

八幡浜市「学校部活動地域展開」に関するQ & A

令和8年2月

1 部活動地域展開について

質 問	回 答
Q 1 なぜ、部活動を地域展開する必要があるのですか。	A 1 中学校の部活動は、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感・有用感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として大きな教育的意義を有してきました。 しかし、今日において、社会・経済の変化等により、教育等に係る課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。少子化が進む中、特に、運動部においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、八幡浜市も例外ではありません。 国が示すこの部活動地域展開事業は、学校と地域の「協働・融合」を基本として、部活動を「学校単位」から「地域単位」への取組として行うものであり、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を目指すものです。その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流や学びを通して、新しい価値が創出されるよう環境を整えていきます。
Q 2 国は、部活動地域展開事業に対して、どのような目標を立てていますか。	A 2 国は、部活動地域展開事業を令和8～10年度を改革実行期間前期、令和11～13年度を後期とし、休日の学校部活動をやめ、地域クラブ活動に完全移行する目標を立てています。さらに、平日の部活動の地域クラブ化も加速化することを謳っています。
Q 3 愛媛県は、部活動地域展開事業に対して、どのような目標を立てていますか。	A 3 県は、国の方針に則り、部活動地域展開事業の改革実行期間内のより早い段階で休日の学校部活動を地域クラブ活動に完全移行する目標を立てています。
Q 4 八幡浜市は、部活動地域展開事業に対して、どのような目標を立てていますか。	A 4 八代・愛宕・松柏中の3校が閉校し、令和7年度から八幡浜中学校に統合されました。八幡浜市の中学校は、八幡浜中・保内中の2中学校で、生徒数は636人（R8.1現在）です。また、市内の現1～3歳児の人口は352人ですので、12年後の中学生は、現在の半数近くにまで減少すると考えられます。 この人数からも分かるように、八幡浜市も超少子化状態が続くこ

	<p>とが予想され、部活動において、今の部活動数のまま学校単位でチーム編成していくことは、大変困難であると言えます。</p> <p>その状況の中で、国の部活動地域展開事業が始まりましたが、八幡浜市は、まず、第一段階として、二つの学校にある部活動を拠点校方式で一つのチームに編成し、各種目1チーム体制をつくり、各競技の運営を安定させることを優先します。そして、第2段階として、地域クラブ活動を行っていただく地域指導員、あるいは指導者を希望される先生方を募り、学校部活動から地域クラブへと転換していきます。</p>
<p>Q 5</p> <p>部活動の拠点校方式は、全部活動一斉に行うのですか。</p>	<p>A 5</p> <p>一斉ではありません。各部活動の部員数や小学校高学年生の入部希望者数（見込み）、活動場所、部活動顧問等などから総合的に判断し、段階的に行います。そして、改革実行期間で、編成可能な部活動を拠点校方式で一つのチームに編成したいという目標を持っています。ただし、人数等の関係で、拠点校方式が不可能な部については、拠点校方式ではなく、地域クラブへ直接移行する場合もあると考えます。</p> <p>また、活動が危ぶまれる部活動については、民間のクラブチームの状況を見極めながら、部活動としてはなくす方向で対応する部も出てきます。</p> <p>今後の対応については、検討委員会をはじめ、市教育委員会及び各中学校との協議を行いながら、慎重に考えていきます。</p>
<p>Q 6</p> <p>地域クラブは、部活動の意義や目的を継承していくことになるのですか。</p>	<p>A 6</p> <p>中学校の部活動は、異年齢交流、人間関係の構築、協調性、忍耐力、体力や技術の習得など、重要な役割を果たしてきました。しかし、少子化による学校単位での活動維持の困難さ、教員の多忙化、教員の指導者不足といった問題から、現在の部活動の仕組みは限界に近づいています。</p> <p>子供たちや保護者のニーズや時代が変化する中で、地域クラブは、部活動が果たしてきた役割を継承しつつ、子供たちが多様な活動に参加できる機会として役割を担っていきます。</p>
<p>Q 7</p> <p>部活動が地域クラブになると考えていいのですか。</p>	<p>A 7</p> <p>現在の部活動だけが、そのまま地域クラブに移行するということではありません。八幡浜市内外にはすでに、部活動以外にもクラブチームとして活動している団体はいくつかあります。それらも地域クラブとして、スポーツや文化芸術活動を繰り広げる場所となります。</p>
<p>Q 8</p> <p>先生は、部活動に参加しなくなるのですか。</p>	<p>A 8</p> <p>部活動という形がなくなり、地域クラブ活動という形になった段階で、「部活動の顧問」としての教員の関わりはなくなります。</p>

	しかし、地域クラブ活動において、生徒への指導を希望する教員は、兼職兼業の申請を行い、地域クラブの指導員として参加することができます。生徒たちのニーズは変化しており、活動時間帯もこれまでと異なる場合もあるため、希望する教員には教育業務との関連を図りながら、無理のない範囲で参画してもらいたいと考えています。
Q 9 地域の方々にとって、部活動地域展開のメリットは何ですか。	A 9 部活動の地域展開は、八幡浜市全体で支える「地域展開」として捉えています。中学生が地域の人々と、地域の特性に応じた活動や伝統文化活動を一緒に楽しむことも含まれ、生涯スポーツ・文化活動の場として、多世代交流や地域の活性化につながることを期待できます。
Q10 教育における「部活動地域展開」のメリットは何ですか。	A10 地域クラブへの展開は、中学生がこれまで与えられていた学校単位で活動していた放課後や休日の時間を、学習、スポーツ、文化活動などを含め、自分で主体的に考え、判断するきっかけにしたいと考えています。学校としても生徒への多様な支援を充実させ、子供たちの将来に役立つような活動を推進します。この取組が学校教育全体に貢献するよう努めます。

2 地域展開に係る経費（費用負担）及び支援等について

質 問	回 答
Q 1 地域クラブ活動に係る費用（指導者報酬、用具費、移動費、大会参加費・経費など）については、公的支援・受益者負担はどのようになりますか。	A 1 地域クラブ活動の費用は、基本的には受益者負担となります。 しかし、八幡浜市は、子供たちの主体的で多様な「やってみたい」を支え、子供も大人も互いの幸福感を高めあえる温かいふるさとづくりをめざして、地域クラブ運営を支援できる方法は何かを検討していきます。 具体的には、地域クラブ運営には、指導者報酬など部活動では掛からなかった経費が発生します。そのような受益者負担を少しでも軽減できる方法はないか検討し続けていきます。 また、市内社会体育施設や小中学校施設の使用料減免、県中体連関係の大会への参加補助金の継続、学校による活動備品等の貸与など、受益者負担を軽減するための支援を検討していきます。
Q 2 地域クラブにおいては、保護者会や後援会を組織する必要はあるのですか。	A 2 地域クラブによって異なります。保護者会や後援会を組織することで、組織活動が活発化し、子供たちの意欲や目標達成に近づくことができるようであれば、その組織結成は意義があります。反対に、組織をつくることによって、保護者負担が増えたり、互いの人間関係に亀裂が入ったりすると、子供たちの支援組織では

	<p>なくなります。</p> <p>地域クラブ実施主体は、経営に関して役員等と十分話し合いを行い、総会の場で意思疎通を図りながら、保護者会等の組織づくりを検討する必要があります。</p>
<p>Q 3</p> <p>地域クラブになった場合親が子どもを活動場所まで送迎しなければならないのですか。</p>	<p>A 3</p> <p>地域クラブ活動へ参加する場合は、活動場所、活動時間がそれぞれ異なるため、クラブ毎の対応になります。一般的には、徒歩、自転車、公共のバス、保護者の送迎などが考えられます。</p>

3 大会について

<p>Q 1</p> <p>地域クラブに入れば、どのような大会に参加できるのですか。</p>	<p>A 1</p> <p>大会は、大きく三つに分かれます。</p> <p>一つは、各競技種目の中央競技団体（国内を統括する全国規模の団体：例えば、日本サッカー協会や全日本軟式野球連盟など）が主催する大会。</p> <p>一つは、日本中学校体育連盟（中体連）が主催する大会。ただし、出場できるのは、地域クラブが中体連登録を行った場合に限られますので、中体連大会の参加を希望する場合は、地域クラブが中体連登録を行っているかどうかを必ず確認してください。</p> <p>一つは、その他の個人大会等。</p> <p>地域クラブは、すべての大会に参加できます。ただし、中体連大会については、中体連への登録、参加チーム条件、指導者資格条件など、様々な条件があり、すべての条件が整った上で、参加資格を得ることができます。</p> <p>⇒ （参照）愛媛県中学校体育連盟ホームページ下段「地域クラブ活動資料ダウンロード」（自由に閲覧することができます。）</p>
<p>Q 2</p> <p>今までは、中体連大会で、先生方が運営してきましたが、今後はどうなりますか。</p>	<p>A 2</p> <p>部活動から地域クラブ活動へ転換していく中、中体連大会の運営者が徐々に減少していくことが予想されます。そこで、中体連では、地域クラブの指導者・コーチが運営役員として協力することを大会参加の条件にしています。</p> <p>将来的には、先生方と地域クラブの指導者が協力して大会を運営する形になると思われます。</p>

4 生徒について

質 問	回 答
<p>Q 1</p> <p>八幡浜市の全員部活動制は、今後も続くのですか。</p>	<p>A 1</p> <p>八幡浜市の中学校は、これまで全員部活動制を敷いてきましたが、少子化が進む中でも将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しみ続けられる環境を守るため、令和8年度より、学校の枠組みとしての「全員部活動制」は廃止します。</p> <p>これは、学校部活動だけではなく、市内外にある地域クラブに所属し、学校部活動と同様に、自分自身の成長を目指して自分の「やってみたい」に挑戦したいという生徒たちの選択の幅を広げていくためのものです。</p> <p>つまり、この学校の枠組みとしての「全員部活動制の廃止」は、子どもに係る活動を縮小したり、「もう強制しないから、あとは自由にしている。」と生徒を放任したりするというものではありません。</p> <p>むしろ、「学校部活動」という枠に捉われず、学校と地域が手を取り合い、地域全体で子どもたちの活動を支える持続可能な仕組みへと転換していくための決断です。これまで中学生の活動は、『学校の中』だけで完結していましたが、これからは『地域という広いフィールド』へその場が広がることとなります。自分の『好き』を追求できる選択肢が増えることが、今回の部活動地域展開事業の大きな目的です。</p> <p>中学校の3年間は、礼儀や協調性を学び、「小さな成功体験と小さな失敗体験」を積み重ねることができる貴重な時間だと言えます。また、自分の意思に基づくこれらの活動で得たものが、次の高等学校の3年間につながり、更に深化していくことを私たちも期待しています。これからも生徒の皆さんが自らの意思で、様々な活動の場に一步踏み出し、今までと同じように自分探しに果敢に取り組む姿を応援します。</p>
<p>Q 2</p> <p>地域クラブになった場合学校施設で行われている地域クラブの中から選択しなければならぬのですか。</p>	<p>A 2</p> <p>地域クラブは、学校だけでなく、市内の公共施設や閉校になった学校施設など、様々な場所で行われる予定です。また、学校部活動にはなかった競技種目や文化芸術活動などが選択肢としてできてきます。</p> <p>自分には備わっていない力を伸ばす挑戦、自分の特技を更に伸ばす挑戦など、様々な挑戦ができるのが地域クラブ活動のいいところです。</p>
<p>Q 3</p> <p>一度入った地域クラブは続けなければならないのですか。</p>	<p>A 3</p> <p>地域クラブは、部活動とは異なる活動です。自分が取り組みたい活動に、自由に取り組める活動です。自分の意思を大切に、家族の方と相談をしながら地域クラブ活動の継続・変更を決定してもらいたいと思います。</p> <p>所属していた地域クラブを変更しようと思う人は、地域クラブ活動の責任者にその意思を告げ、その後もお互いに気持ちの良い</p>

	関係が続くようにしてもらいたいと思います。
<p>Q 4</p> <p>現在、小学生ですが、今所属している活動を中学生になっても続けることができますか。</p>	<p>A 4</p> <p>小学生時に所属していた団体が、地域クラブとして中学生を受け入れる体制が整っているかどうか大切です。市は、地域クラブとして、認定要件に基づいた運営ができる地域クラブを「認定地域クラブ」として認め、中学生が安全・安心に活動できる環境を整えていきます。</p>

5 指導者について

質 問	回 答
<p>Q 1</p> <p>地域クラブの指導員はどのような方ですか。</p>	<p>A 1</p> <p>教育委員会は、地域クラブを設立し、指導者として生徒を導いてくれる人を公募で見付けていきます。指導者としての選定条件は様々ありますが、技術指導だけではなく、生徒たちの心身の成長を心から願い支えていただく指導員を探していきます。</p> <p>また、地域クラブの指導員を希望する教師等にも、引き続き指導員をお願いしたいと思います。</p>
<p>Q 2</p> <p>現在の部活動の顧問を地域クラブの指導員として配置できるよう、地域クラブや保護者から要請することはできますか。</p>	<p>A 2</p> <p>教師等が地域クラブの指導員として働けるのは、本人の希望がある場合に限りです。地域クラブや保護者からの要請は、行わないようにしてください。</p>
<p>Q 3</p> <p>地域クラブの指導者公募は具体的にはどのような手段を使うのですか。</p>	<p>A 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ協会やスポーツ少年団関係者への声掛け ○ 市ホームページを活用した公募 ○ 市広報「やわたはま」を活用した公募 ○ 企業スポーツクラブへの呼び掛け ○ 県人材バンクマッチングの活用 ○ 小・中学校希望教師等の公募 ○ 近隣高等学校、大学等との連携 <p>などを行い、指導者を募っていきます。</p>
<p>Q 4</p> <p>地域クラブの指導員として指導したいのですが、どうすればいいですか。</p>	<p>A 4</p> <p>地域クラブで指導を希望する場合は、各地域クラブの代表者にお問い合わせください。教師等の場合は、校長を通して市教育委員会に申請して、承認を得る必要があります。</p>

<p>Q 5</p> <p>「指導者」に必要な資格の有無を教えてください。</p>	<p>A 5</p> <p>中体連関係の大会に出場するための資格は、愛媛県中学校体育連盟ホームページ下段にある「地域クラブ活動資料ダウンロード」をクリックし、「全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加特例における競技細則」をご覧ください。その中に、競技ごとにチーム参加条件や指導者資格等が記載されています。</p> <p>なお、指導者として資格を取得する際の費用に関しては、市スポーツ協会スポーツ活動助成事業をぜひご活用ください。</p>
---	--

6 地域クラブ運営（事故等の対応を含む）について

<p>Q 1</p> <p>部活動では、週に2日の休養日が設定されていますが、地域クラブの場合、休養日はどうなりますか。</p>	<p>A 1</p> <p>地域クラブ活動の休養日の設定も、部活動と同様に設定していきます。</p> <p>国は、平成30年3月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を出し、部活動における休養日については週当たり2日以上休養日を設けることや、活動時間については平日2時間程度、休日3時間程度で行うことを通知しました。</p> <p>地域クラブにおける休養日についても、令和4年12月スポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が出され、地域クラブ活動も部活動と同様、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスがとれた生活を送ることができるよう、適切な運営を行うことが通知されました。</p>
<p>Q 2</p> <p>地域クラブ活動の時間はどのようになるのですか。</p>	<p>A 2</p> <p>地域クラブ活動は、責任者の判断により、活動場所や活動時間が異なってきます。詳しくは、地域クラブに問い合わせてください。</p>
<p>Q 3</p> <p>これまで学校に関係なく活動してきたクラブチームも休養日の設定を守らなければならないのですか。</p>	<p>A 3</p> <p>この休養日の設定に関しては、学校と連携して活動を行う新たな地域クラブ活動に適用されることを想定しており、これまで独自に行ってきたクラブチームの活動に直ちに制限を設けることを企図したものではありません。</p> <p>しかしながら、こうした地域のスポーツ活動や自宅でのトレーニング等においても、生徒の発達段階や体力、技能の程度も考慮した適切な質・量の活動が望まれます。</p> <p>また、こうした取組に向けて、生徒本人や保護者、指導者が、休養もトレーニングの一環である等、スポーツ医・科学に基づくスポーツ活動が重要であるという考えを共有することができるようにすることが大切です。スポーツ団体、学校、地方公共団体等においても、関係者の理解と協力を促すことが求められます。</p>

<p>Q 4</p> <p>休養日の基準を設けることによって、競技力の低下や活動したい生徒の希望を抑えることにつながらないでしょうか。</p>	<p>A 4</p> <p>スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障がい等のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないものです。こうしたことを正しく理解した上で、短時間で効果が得られ、生徒のニーズにあった活動を行うことが必要です。</p>
<p>Q 5</p> <p>地域クラブ活動中の事故は、だれが対応するのですか。</p>	<p>A 5</p> <p>地域クラブの活動主体は、各活動団体となるため、事故が発生した場合（施設・設備の不備等による場合を除く）、基本的には各活動団体が責任を負うこととなります。そのため、万が一の事故に備えて、参加する生徒だけではなく、スタッフも原則として保険に加入してください。</p>
<p>Q 6</p> <p>保険については、どのように考えますか。</p>	<p>A 6</p> <p>部活動であれば、災害救済給付制度（日本スポーツ振興センター）で補償されますが、地域クラブ活動となると、スポーツ安全保険などの民間の保険制度を活用することとなります。生徒や指導者がけがなどをした場合、十分な補償を受けられることが重要です。また、他人にけがを負わせてしまった場合の個人賠償責任保険も含まれていることが望ましいです。</p>
<p>Q 7</p> <p>指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか。</p>	<p>A 7</p> <p>指導者についても、指導中の事故などが想定されるため、適切な保険に加入する必要があります。教員が兼職兼業で活動する場合でも、学校管理下の事故とはならないため、スポーツ安全保険などに加入する必要があります。</p>

7 施設使用について

<p>Q 1</p> <p>地域クラブ活動の練習場所はどのようにしますか。</p>	<p>A 1</p> <p>学校施設はもちろんのこと、閉校になった学校や市内の公共施設などを使用します。拠点校方式で行う部活動をどこで行うかで、地域クラブ活動の場所もほぼ決まってきます。全種目を総合的に見て、計画的に活動場所を決めていきます。</p>
<p>Q 2</p> <p>施設使用料等の減免措置はありますか。</p>	<p>A 2</p> <p>部活動も地域クラブ活動も、八幡浜市の子供たちの活動であることは違いありません。教育活動の一環として、減免措置を行います。また、部活動や地域クラブ活動が、優先して使用できるようにします。</p>

<p>Q 3</p> <p>地域クラブでは、活動で使用する設備・器具・用具等はどのようにしますか。</p>	<p>A 3</p> <p>地域クラブが各施設を使用する場合、常備してある器具や用具などを使用することができるよう、支援体制をつくります。例えば、部活動で使用していた用具類なども、地域クラブの用具として使用できるように両中学校・各施設に協力を求めます。</p>
---	--

8 その他

<p>Q 1</p> <p>文化部の地域展開についてはどのようになりますか。</p>	<p>A 1</p> <p>文化部については、休日に、高等学校、大学、経験者、元教員等が連携して行う活動を取り入れていきたいと思えます。また、将来的には、運動部と同様、平日を含めた地域展開が実施できるように、徐々に体制を整えていきます。</p>
<p>Q 2</p> <p>部活動の地域展開について、児童生徒、保護者、学校、市民それぞれへの説明や周知は、どのような形で行われますか。</p>	<p>A 2</p> <p>部活動地域展開に大きく関わってくる全小学校6年生、全中学校1年生を対象に、学級活動等の時間を利用して説明会を行いました。また、2月に行われた中学校入学説明会でも説明を行いました。</p> <p>保護者や市民に対しては、市ホームページ上に You Tube 動画をアップし、部活動地域展開について公開しています。</p> <p>中学校教職員に対しては、すでに各校に対して研修会で周知を行っています。</p> <p>部活動地域展開事業については、今後も市ホームページや広報を中心として、積極的な周知を目指したいと思えます。</p>
<p>Q 3</p> <p>八幡浜市中学校部活動地域展開検討委員会について教えてください。</p>	<p>A 3</p> <p>検討委員会は、設置要綱に基づき、年間3回行われます。方針や具体的方策について、各種方面からの立場でご意見をいただきよりよい部活動地域展開事業へとつなげていきます。</p> <p>詳細につきましては、市ホームページ「教育・子育て」→「教育・文化」→「中学校部活動展開」内で公開しています。ご覧ください。</p>
<p>Q 4</p> <p>市教育委員会の部活動地域展開事業の窓口はどこですか。</p>	<p>A 4</p> <p>部活動の地域展開事業事務局は、生涯学習課、スポーツ振興課（外線 22-3911 内線 2357）になります。</p>